

## 議第25号

呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の制定  
について

呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

呉市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）

第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第2条 法第65条第1項に規定する条例で定める軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。同令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準のとおりとする。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。